

[令和7年度 地域貢献活動応援プロジェクト 団体募集要項]

「かごしま応援寄附金（ふるさと納税）」を活用して
地域課題の解決に向けた活動を行う団体を募集します

鹿児島県

○ 問合せ及び応募先

鹿児島県男女共同参画局 くらし共生協働課 協働企画係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話 099-286-2241, ファクス 099-286-5524
E-mail k-kyodou@pref.kagoshima.lg.jp

1 事業概要

◆趣旨

「ふるさと納税制度」を活用した寄附を通じて地域貢献活動を応援することにより、「関係人口」の創出、さらなる共生・協働の地域社会づくりの発展、また、地域コミュニティ組織や NPO 法人、ボランティア団体等の営利を目的としない団体や大学等（以下「団体」という。）の多様な主体の活動資源を安定的に確保し、継続的な地域貢献活動の活性化を図ります。

◆かごしま応援寄附金（ふるさと納税制度）がもたらすメリット

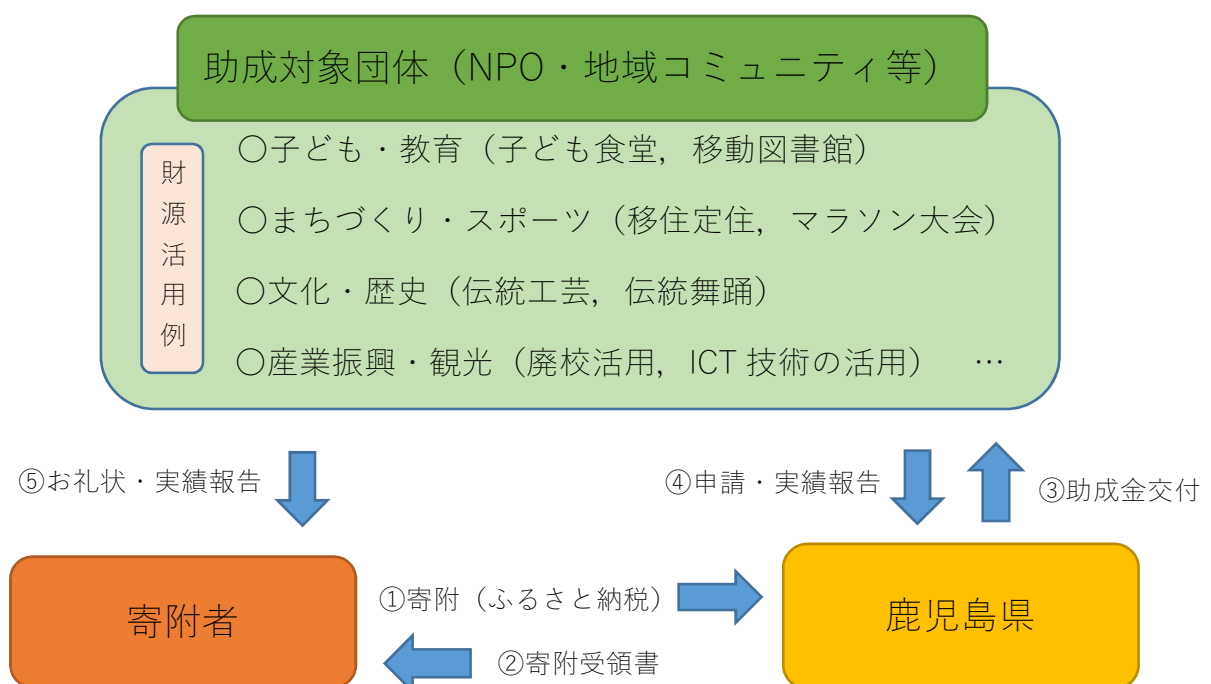
〈地域へのメリット〉

- ① 団体の活動を通して地域の魅力を知ってもらうことができます。（**認知度拡大**）
寄附者は寄附先を決めるにあたり、その地域のことを知ろうとします。地域において価値あるすばらしい活動を知ってもらい、また、その地域の特産物や名所の魅力など、積極的にアピールすることでより多くの方に認知してもらえます。
- ② 寄附者と地域との関わりを増やすことができます。（**関係人口の創出**）

〈団体へのメリット〉

- ① 団体の CSR（社会貢献活動）や成果を **アピール** できます。
- ② 独自に寄附の仕組みを持たない団体も **事業資金の調達** に利用できます。
- ③ 団体への直接寄附よりも、税制面などで寄附者のメリットが大きく **寄附を集めやすいと考えられます**。
- ④ 寄附金受領証明書発行等の手続きを県で行うため、寄附金に関する **事務を省略** できます。

かごしま応援寄附金（ふるさと納税）の仕組み



2 事業の実施方法

助成金の交付対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、事前に県へ団体登録申請書等を提出し、県の審査を受け団体登録する必要があります。

県は、登録された団体が、かごしま応援寄附金を募集し、助成金を交付する年の前年12月末までに収納したかごしま応援寄附金（ふるさと納税）について、寄附金額から事務手数料の10パーセントを差し引いた90パーセントの範囲内で、かごしま応援寄附金の寄附者（以下「寄附者」という。）が指定した団体へ助成金を交付します。

【本事業で使用する要綱等】

- 鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体支援助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）
- 鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト助成金交付実施要領（以下「実施要領」という。）
- 鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクトに係るかごしま応援寄附金取扱規程（以下「取扱規程」という。）
- 鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体登録要綱（以下「登録要綱」という。）
- 鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体募集要項（以下「募集要項」という。）

3 団体登録の応募から寄附金交付までの流れ

- (1) 応募（団体登録） ※登録要綱第3条及び第7条
 - ・ 登録を受けようとする団体は、団体登録申請書等一式を県へ提出してください。登録の要件を満たすかなどを審査の上、後日、県から登録（または不登録）の通知を送付します。
 - ・ 登録の有効期間は、登録の日から3年経過後の年度末までです。（有効期間満了後、引き続き登録を受けようとする助成対象団体は登録の更新を行う必要があります。）
- (2) 寄附金募集 ※登録要綱第10条
 - ・ 助成対象団体は、県が作成する地域貢献活動応援プロジェクトのパンフレットの配布やホームページへの掲載等による団体概要、活動状況、決算状況等の周知を行います。
 - ・ また、かごしま応援寄附金（ふるさと納税）で寄附を募集している旨を情報発信するとともに募金活動を行ってください。
- (3) 交付申請（翌年度） ※交付要綱第5条～第7条

助成対象団体は、交付申請書、事業計画書、収支予算書及びその他参考となる書類を県へ提出してください。助成対象事業の内容や助成対象経費等が適切かを審査の上、後日、県から交付決定の通知を送付します。

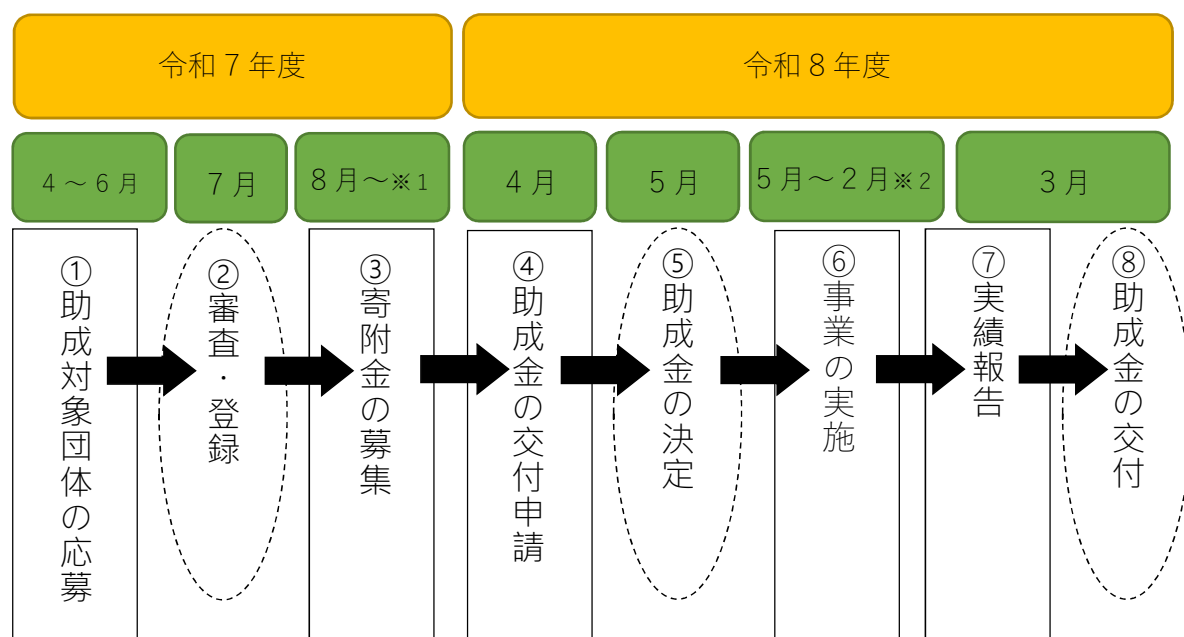
※ 事業の着手は助成金交付決定後となりますので、注意してください。
- (4) 事業実施

事業計画書に基づく事業を実施してください。
- (5) 実績報告 ※交付要綱第11条

対象となる事業が完了してから15日以内、又は別途指定する日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。
- (6) 助成金の交付 ※交付要綱第13条
 - ・ 助成金額は、前年12月末現在の寄附金収納済額の90%を上限とし、それと対象経費（7 助成対象経費のとおり）の実支出額を比較して少ない方の額となります。
 - ・ 実績報告に基づき算定した額を支払うこととなりますが、必要に応じて8割以内を

概算で支払い、残金は、実績報告を受けて支払うことも可能です。※交付要綱第 13 条
 なお、助成対象経費について、精算額が予算額から減少したときは、概算払済額によつては、助成金を一部返還していただくことがあります。
 ・ 助成対象団体が希望する場合は、団体登録期間最終年度の翌年度末まで、助成金の交付申請を留保することができます。（翌年度以降に全部又は一部を交付申請することができます。） ※取扱規程第 3 条

事業スケジュール



令和 8 年度助成金は、令和 7 年 12 月末までに収納した寄附金の事務手数料 10% を差し引いた額の範囲内で助成します。

令和 8 年 1 月以降（12 月まで）に収納した寄附金は、令和 9 年度の助成となります。

□：団体が実施 ○：県が実施

※ 1 寄附金の募集は団体登録期間中

※ 2 一部概算払いも可能

4 団体登録（応募）の要件

助成対象団体は、地域コミュニティ組織や NPO 法人、ボランティア団体等の営利を目的としない団体や大学等で、以下の要件を全て満たしている団体です。 ※登録要綱第 4 条

(1) 団体要件

- ア 定款や規約等を有し、責任者が明確であり、かつ、総会や理事会等において団体の意思決定が行われていること。また、独立した経理を行っていること
- イ 主たる事務所の所在地が県内にあること
- ウ 実施しようとする事業内容が、定款や規約等に適合していること
- エ NPO 法人にあっては、特定非営利活動促進法第 29 条に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること
- オ 事業計画、事業実績、予算・決算及び財務書類を整備し、自ら情報を広く開示していること

- カ 10人以上の構成員で組織された団体であること
- キ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動その他公益的な活動を行う非営利活動団体であること
- ク 団体又は団体の役員が次に掲げるいずれにも該当しないこと
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）である
 - (イ) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体において代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）である
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している
 - (エ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している
 - (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してる
 - (キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している
- ケ クの(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人でないこと

(2) 活動要件

- ア 公益性の高い活動を行っていること。具体的には次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること
 - (ア) 鹿児島県の施策と整合する活動を行っていること
 - (イ) 鹿児島県又は県内市町村との協働の実績を有すること
- イ 活動を行う主たる区域が県内にあり、県内で1年以上の営利を目的としない活動実績があること
- ウ 継続的な活動が見込まれること
- エ 法令違反、公序良俗に反する活動をしていないこと
- オ 次のいずれにも該当しないこと
 - (ア) 宗教、政治的な活動を行うこと
 - (イ) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対する活動を行うこと
- カ 登録要綱第12条第1項（第1号を除く。）の規定により登録を抹消された日から2年を経過しない団体でないこと

5 対象となる事業

助成金の交付対象となる事業は、団体が地域課題の解決のために取り組む事業及び地域コミュニティの再生・創出を図る事業とします。 ※実施要領第2条

なお、次のいずれかに該当する事業については、対象となりません。

- (1) 本事業以外で県の助成を受ける事業
- (2) 助成対象団体の財産形成を目的とする事業
- (3) 営利を目的とする事業

6 助成金の額の決定

- ・ 助成金を交付する年の前年 12 月までに収納したかごしま応援寄附金（ふるさと納税）における寄附金額を寄附者が指定した助成対象団体へ通知します。
- ・ 寄附者が助成対象団体を指定して寄附した場合、寄附金額から事務手数料 10 パーセントを差し引いた額の範囲内で助成対象団体へ助成します。 ※取扱規程第 2 条
ただし、前年 12 月末現在の寄附金収納済額を上限とし、それと「7 助成対象経費」の実支出額を比較して少ない方の額となります。
※ 参加料の徴収や事業の成果物の販売など、事業実施に伴い収入の見込みがある場合は、あらかじめその金額を収支予算書で明らかにしてください。
助成対象は、これらの収入を控除した額になります。
※ 寄附者の希望を勘案して助成を実施しますが、希望どおりに助成されるわけではありません。

7 助成対象経費

- (1) 経費の種類は次のとおりです。 ※交付要綱第 4 条

区 分	摘 要
賃金	当該事業従事者の人件費等
謝金	講師等に対する謝金等
旅費	当該事業従事者の交通費、講師の交通費・宿泊費等
消耗品費	消耗品の購入費
印刷製本費	パンフレットやチラシ、資料等の印刷製本費
通信運搬費	電話代、郵送代、機材運搬費等
使用料及び賃借料	会場借上料、リース料等
委託費	業務委託に要する経費
施設等整備費及び設備・備品購入費	当該事業の目的を達成するために真に必要不可欠かつ、汎用性のないものとし、事業終了後もその目的に沿って継続して適正に管理・使用されることが明らかな場合に限る。
その他経費	その他知事が必要と認めた経費

- (2) 助成の対象とならない経費は以下のとおりです。 ※実施要領第 3 条

- ア 事務局職員の人件費や家賃、水道光熱費、電話代などの経常的な事務所運営費
- イ パソコン、プリンター、事務機器等の事務所運営のための備品購入費、リース代等
- ウ 弁当代（講演会等での外部講師の拘束時間が長時間に及ぶなど真に必要な場合を除き対象外）、茶菓子等（熱中症予防のための飴やタブレット等、真に必要なものを除き対象外）等の食糧費
- エ お礼状作成経費、発送経費
- オ 助成対象団体の代表者・スタッフが所属する別の地域コミュニティ、NPO 法人等及び企業に対する経費

- カ 資格取得のための経費
- キ その他助成が適当でないと認められる経費

8 助成の実施期間

助成金交付決定日（令和 8 年 5 月以降予定）から令和 9 年 2 月末まで

9 団体登録の応募期間と応募方法

- (1) 応募期間
令和 7 年 4 月 21 日（月）～ 6 月 30 日（月）※消印有効
- (2) 応募方法 ※登録要綱第 3 条
以下の書類を応募先まで電子メール又は郵便（上記応募期間内必着）で送付するか、直接お持ちください。※持参の場合 6 月 30 日（月）17 時まで
また、応募期間経過後は、書類の修正や追加、差し替え等には応じかねます。
※ 締切日の午後 5 時を過ぎてから到着したものは審査の対象外とします。書類の返却も行わないので、余裕を持って応募してください。
※ 必要書類が整っていないなどの理由で受付できないことがありますので、ご注意ください。
ア 団体登録申請書及び団体概要書（登録要綱別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式）
イ 定款、規約、又はこれに代わるもの
ウ 誓約書（登録要綱別記第 3 号様式）
エ 役員等名簿（住所、氏名、生年月日）
オ 構成員 10 人以上の名簿（住所・氏名）
カ 登記事項証明書。ただし、法人格を有する団体に限る。
キ 直近 3 年間の事業報告書、活動(収支)計算書、貸借対照表及び財産目録、又はこれに代わるもの。ただし、設立後 3 年に満たない団体においては、団体設立後からの事業報告書及び収支計算書又はこれに準ずるもの。
ク 総会や理事会等により、団体の意思決定が行われていることが確認できる資料（直近で開催された総会等の議事録等）
ケ 任意団体においては、心身の故障のための職務を適正に執行することができない者等に該当しないことを確認した旨の書面（登録要綱別記第 4 号様式）及び団体の目的等についての確認書（登録要綱別記第 5 号様式）
コ その他知事が必要と認める書類
- (3) 応募先
鹿児島県男女共同参画局　くらし共生協働課　協働企画係
〒890-8577　鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
※ 提出書類の様式（様式第 1 号～第 4 号）は、
県(<https://www.pref.kagoshima.jp/>) 及び
県共生・協働センター（<https://www3.kagoshima-pac.jp/>）のホームページに掲載しますので御利用ください。また、提出された書類はお返しできませんので御了承ください。

10 登録団体の審査・選考

- (1) 審査・選考
審査及び選考は、県において行います。
- (2) 業内容等の確認
審査は、応募書類の内容に基づき行います。
なお、応募書類確認のために、電話等で問い合わせることがあります。
- (3) ヒアリング
審査に際し、応募団体に活動や事業の内容等について、ヒアリングをお願いする場合があります。
- (4) 審査基準
 - ア 団体に係る要件について
 - ・ 定款や規約等を有し、責任者が明確で、かつ、総会や理事会等において、団体の意思決定が行われていること。また、独立した経理を行っていること
 - ・ 主たる事務所の所在地が県内にあること
 - ・ 実施しようとする事業内容が、定款や規約等に適合している
 - ・ NPO 法人の場合、特定非営利活動促進法第 29 条に定める事業報告書等を所管庁に提出している
 - ・ 事業計画、事業実績、予算・決算及び財務書類を整備し、広く開示している
 - ・ 10 人以上の構成員で組織された団体である
 - ・ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第二条別表に掲げる活動その他公益的な活動を行う非営利活動団体である
 - ・ 暴力団、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体ではない
 - ・ その他法令等に違反がない
 - イ 活動に係る要件について
 - ・ 鹿児島県の施策との関連がある又は鹿児島県若しくは市町村との協働実績があること
 - ・ 活動を行う主たる区域が県内にあり、県内で 1 年以上の営利を目的としない活動実績があること
 - ・ 継続的な活動が見込まれること。直近 3 年間の事業報告書、活動(収支)計算書、貸借対照表及び財産目録、又はこれに代わるものにより適否を決定します
 - ・ 法令違反、公序良俗に反する活動をしていないこと
 - ・ 宗教活動や政治活動を行わないこと
 - ・ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対する活動を行わないこと
 - ・ 寄附金を活用して実施する事業は、営利を目的とする事業でないこと
- (5) 選考結果
選考結果は、応募期限内に届いた全応募団体に対し、文書でお知らせいたします。
- (6) 実施条件
選考に当たっては、実施方法や活動内容について、条件を付す場合があります。

11 事業実施の注意事項

- (1) 審査・登録後、県ホームページ等において、登録団体に対する「かごしま応援寄附金（ふるさと納税）」を募集します。**（募集期間：8月(予定)～）**
※ 登録団体決定後は県ホームページ等で紹介する各団体の P R 資料の作成をお願いします

(様式については結果通知後にお知らせします)。ふるさと納税の募集に必要ですので、短期間での作業になります。ご了承ください。

- (2) 県では、登録団体への寄附の募集活動は行わないので、各団体が自らのホームページやSNS等で積極的に寄附金募集を行ってください。

- (3) ふるさと納税をきっかけに、新たな人々とのつながりを生み、今後の団体の活動の活性化につなげるため、以下の取組を実施してください。

- ① 寄附者に対し、各団体において応援団と認定した「認定証」を交付すること
- ② 寄附者に対し、助成対象事業の成果を報告すること
- ③ 事業終了後も寄附者に対して、定期的に団体の情報を提供するなど、引き続き寄附者との関係を継続する取組に努めること

※ 以上の経費については、対象事業の経費に含めず、助成対象団体の自主財源により実施すること。

12 事業実施に係る会計処理等

- (1) 会計区分

本事業の会計は、助成対象団体の他の経理と明確に区分するものとします。

- (2) 会計帳簿類の保管 ※交付要綱第 18 条

会計帳簿類（証拠書類を含む。）を、本事業の完了した後、翌年度（令和 9 年度）から 5 年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。

- (3) 財産の管理 ※交付要綱第 6 条

ア 事業完了後の財産の帰属

事業の成果品は原則として助成対象団体に帰属します。

イ 財産の管理及び使用

本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業の完了後においても、助成対象団体が、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、本事業の目的を踏まえた有効活用を図るものとします。

なお、取得額 5 万円以上の機械及び機具類等については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この助成事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとします。

また、助成事業の完了後から耐用年数を満了するまでの間、使用状況を報告していただくことがあります。

13 情報公開・情報提供

- (1) 県における情報公開等

事業の実施状況及び実績の概要等を、県及び県共生・協働センターのホームページ等で広く紹介します。

- (2) 助成対象団体における情報提供 ※登録要綱第 10 条

助成対象団体は、助成金の使途など活動状況等について積極的な情報公開・情報提供を行うものとします。